

家畜衛生週報

ANIMAL HYGIENE WEEKLY

No.3866 農林水産省消費・安全局 畜水産安全管理課、動物衛生課 2025. 8. 25

・福岡県における野生イノシシの豚熱感染事例について……………	249
・飼料安全法に基づく収去飼料等の試験結果の公表について（R7.2）……………	250
・各班だより（畜水産安全管理課 牛トレーサビリティ企画班）……………	251
・家畜衛生レポート（大阪府）……………	253

☆福岡県における野生イノシシの豚熱感染事例について

（令和7年8月19日付けプレスリリース）

○本日、（8月19日（火曜日））福岡県久留米市において、野生イノシシにおける豚熱感染事例が県内で初めて確認。

○本病のウイルスが現場及び周辺地域にも存在する可能性があり、人や車両を介して本病のまん延を引き起こすおそれがあるため、対応に万全を期す。今後、福岡県を豚熱経口ワクチンの散布推奨地域に指定し、特に感染確認地域の周辺では迅速かつ重点的に経口ワクチン散布を実施予定です。

1. 概要

- （1）福岡県は、8月18日（月曜日）、同県久留米市において発見・回収した野生イノシシの死体についてPCR検査を実施しました。
- （2）同日、福岡県の検査によりPCR陽性が確認されたため、本日（8月19日（火曜日））農研機構動物衛生研究部門（注）で精密検査を実施したところ、豚熱野外株陽性であることが判

明しました。（県内初の確認事例）

（注）国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門：国内唯一の動物衛生に関する研究機関

2. 今後の対応方針

福岡県と連携して、次の措置について万全を期します。

- （1）福岡県を豚熱経口ワクチンの散布推奨地域に指定し、特に感染確認地域の周辺では迅速かつ重点的に経口ワクチン散布を実施します。
- （2）野生イノシシにおける感染状況の把握を進めるため、福岡県において野生イノシシのサーベイランス及び捕獲を強化します。
- （3）県内養豚農家に対し、ワクチンの適期接種を指導するとともに、ワクチン接種だけでなく、飼養衛生管理の再点検や早期通報について改めて指導します。

3. その他

- （1）豚熱は、豚、いのししの病気であり、人に感染することはありません。

- (2) 現場及び周辺地域での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあることなどから厳に慎むよう御協力をお願いいたします。
- (3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。

☆飼料安全法に基づく収去飼料等の試験結果の公表について (R7.2)

立入検査実施状況の概要

1. 実施期間 令和7年2月

2. 立入検査件数

立入検査場所	立入検査箇所数	収去品に違反が認められた箇所数	指導基準を超過した箇所数	管理基準を超過した箇所数
配合飼料工場	3	0	0	0
単体飼料工場	5	0	0	0
飼料添加物工場	0	0	0	0
港湾サイロ	3	0	0	0
倉庫	1	0	0	0
その他	0	0	0	0

3. 飼料等の試験結果

飼料等の区分	試験点数	違反が認められた点数	指導基準を超過した点数	管理基準を超過した点数
配混合飼料	4	0	0	0
単体飼料	7	0	0	0
乾牧草	1	0	0	0
飼料添加物	0	0	0	0

4. 成分規格等省令等違反の概要 (指導基準^(※1)超過を含む)

違反の種類	製造業者等の名称	飼料の種類	違反内容	備考
該当なし	—	—	—	—

(※1) 当該基準を超えた飼料については、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「法」という。）第23条第1号に掲げる飼料に該当。

5. 管理基準^(※2)超過の概要

基準値を超過した成分(飼料の種類)	基準値を超過した点数	備考
該当なし	0	—

(※2) 管理基準は、工程管理の目安として示された基準であり、基準を超過した場合であっても直ちに法第23条第1号に掲げる有害な飼料には該当しませんが、当該飼料の使用に起因して有害畜産物が生産される等のおそれがある場合には、その旨を備考欄に記載します。また、適切な管理措置により、飼料の安全が確保される場合は、当該飼料を家畜等に給与することができます。

☆家畜衛生週報【各班便り】〈畜水産安全管理課 牛トレーサビリティ企画班〉

牛トレーサビリティ制度は、平成13年に国内でBSEが初めて発生したことを契機に、BSEのまん延防止措置の的確な実施と個体識別情報の提供の促進により畜産及びその関連産業の健全な発展並びに消費者の利益の増進を図るため、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号）」に基づき実施されています。

牛トレーサビリティ企画班では、生産段階（牛の出生からと畜されるまでの段階）を担当し、牛の管理

者やと畜者に対し、耳標の装着や届出義務の改善指導等を行っています。

さて、本制度に係る牛の管理者等が行う出生、転出、転入、死亡及びと畜などの届出については、様々な届出システムが運用されていますが、パソコン、スマートフォン、タブレットなどでも届出可能な「届出Webシステム」の利用の推進を従前より行っているところです。

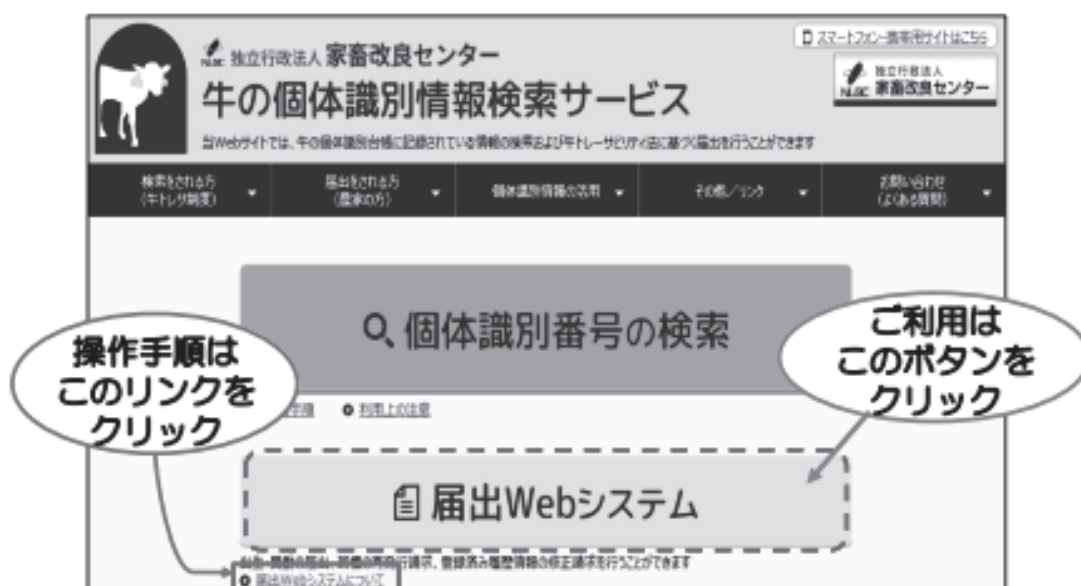
○届出Webシステムパンフレット

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/trace/attach/pdf/index-63.pdf>

届出Webシステム便利です！ パソコン、スマートフォン、タブレットを 利用して牛トレサの届出を行ってみませんか？

－ 現行の届出Webシステムの主な特徴 －

- ・ 届出データは「牛個体識別検索サービス」で当日又は翌日に確認可能！
- ・ 繁殖牛リスト、在庫耳標、過去90日以内の届出内容について確認やダウンロードが可能！
- ・ 耳標番号一覧やプルダウンをクリックして入力できるので、簡単で正確！
- ・ 最大500件の一括入力・届出が可能（CSVファイルから一括読込可）
- ・ 耳標の再発行や届出した内容の修正請求も可能



○(独) 家畜改良センター牛の個体識別検索サービス

<https://www.id.nlbc.go.jp/top.html?pc>

また、「届出 Web システム」は本年 6 月 28 日に、以下のとおり、入力されたデータに対してチェックを行い、正しい内容での届出をサポートする機能の搭載、一括送信件数の拡大、届出内容のさらなる迅速な登録・反映を可能とするなどのリニューアルを

行いました。

届出 Web システムは更に便利に届出することが可能となりましたので、利用拡大のため、周知等のご協力をいただきますようお願いいたします。

○届出等入力内容のリアルタイムチェック (届出 Web システム操作マニュアル)

https://www.id.nlbc.go.jp/pdf/wns_ma_020.pdf

●パターン1

入力内容に明らかな誤りがある場合に表示される画面です。
黄色で表示された部分の入力内容を確認し、修正してください。

No.	農家コード	個体識別番号	異動内容	異動年月日	譲受け等又は譲渡し等の相手先コード
1	*****	*****	2.転出 ▼	2025/06/05	*****
2	*****	*****	3.死亡 ▼	2025/05/31	誤りがあります
3	*****	*****	3.死亡 ▼	2025/06/18	*****
			▼		
			▼		
			▼		
			▼		
			▼		
			▼		
			▼		
			▼		
			▼		
			▼		
			▼		
			▼		
			▼		
			▼		

譲受け等又は譲渡し等の相手先コードの入力に誤りがあります。

誤りの内容をメッセージで表示します。

修正後は、「データ送信開始」をクリックしてください。

データの読み込み

読み込み様式のダウンロード

データ送信開始
(上記の内容で届出)

●パターン2

入力内容に誤りがある可能性がある場合に表示される画面です。

ただし、正しい内容を入力していても、既に登録されている履歴の影響（誤りのある内容が先に登録されてしまっている場合など）により、表示されることがあります。

警告

※この表示は、届出内容が正しい場合も、牛個体識別台帳に既に登録されているデータとの関係で表示される場合がありますので、ご了承ください。

以下は、誤りのある可能性がある内容ですので、ご確認願います。

No.1：指定した個体識別番号は既に売却・死亡したか、農場にいない牛です。

届出画面のNo1に対応しており、No1行目に入力した個体識別番号の入力内容に誤りがある可能性があることをお知らせしています。

戻る

警告内容を確認して届出

入力内容を修正する場合は「戻る」をクリックしてください。

入力内容が正しい場合は、修正せず、「警告内容を確認して届出」をクリックしてください。

印刷

一行挿入

一行取消

No.	農家コード	個体識別番号	異動内容	異動年月日	譲受け等又は譲渡し等の相手先コード
1	*****	*****	2.転出 ▼	2025/06/05	***** ▲
2	*****	*****	3.死亡 ▼	2025/05/31	*****
3	*****	*****	3.死亡 ▼	2025/06/18	*****
			▼		

届出等入力内容のリアルタイムチェック機能に関するご意見や、今後のシステム改修の要望等について、（独）家畜改良センターが以下のページにてアンケートを実施中です。

アンケートの実施期間は令和7年9月末までを予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

○届出Webシステムアンケート

<https://www.id.nlbc.go.jp/CattleSearch/search/contact2>



☆家畜衛生レポート（大阪府より）

大阪府家畜保健衛生所

1. はじめに

大阪は「食の都」として、長い歴史の中で豊かな食文化を育んできました。この「食いだおれの町」を支える重要な柱の一つが、大阪府の畜産業です。戦後、食生活の欧米化に伴い畜産物の需要が急増する中で、大阪の畜産業は都市型畜産として発展してきました。その後、農家数は減少し、現在、府内では乳用牛1,070頭、肉牛780頭、豚2,030頭、鶏49,000羽（令和6年 畜産統計調査より）が飼育されてお

り、全国的には小規模ながらも、大消費地に近いという利点を活かして、消費者への直接販売を通じ新鮮で安心・安全な畜産物を提供しています。

さらに、大阪府では令和6年度に「OSAKA サステナブル畜産認証」という新たな認証制度を創設しました。この認証は、持続可能な畜産業を営む上で社会に求められる多くの要素、食の安心・安全、環境保全、労働安全、人権保護、アニマルウェルフェアなどの課題解決に取り組んでいる農場を一目でわかるようにする「農場の見える化ツール」として機能し、これにより、生産された畜産物の付加価値向上や安心・安全な畜産物の確保につなげ、社会に求められる畜産業の実現を目指しています。今回は、この取り組みについてご紹介いたします。

2. OSAKA サステナブル畜産認証制度の創設

(第66回大阪府家畜保健衛生業績発表会発表演題)

大阪府では、これまで府内で生産された農林水産物とそれらを使った加工品を「大阪産(もん)」として広くPRし、認知度向上と販路拡大に努めてきました。しかし、畜産物に関しては、生産者から「他県産と比べてブランドの認知度が低い」という声が上がっており、特に高価格帯の商品を扱う生産者は安定した販路の確保に苦慮していました。府としても、大阪産(もん)に加え、畜産物に特化したPR手法の必要性を感じていました。

施策の検討

新たな付加価値を生み出す施策として、SDGs(持続可能な開発目標)に着目しました。SDGsの達成に向けた活動はあらゆる分野で求められており、畜産の生産現場でも持続可能性に配慮した体制の確保が求められています。現在開催されている大阪・関西万博でも「持続可能性に配慮した畜産物」が調達コードとなっており、今後行われる国際イベントでもそのような生産体制が必須要件となる可能性も高く、要件を満たさない場合は販促機会を逃すことになります。農畜産物を生産する工程で生産者が守るべき管理基準とその取り組みとしてJGAPがありますが、小規模で家族経営が主体の府内生産者にとって、JGAP取得はハードルが高いのが難点でした。そこで、持続可能性に配慮した生産体制の見

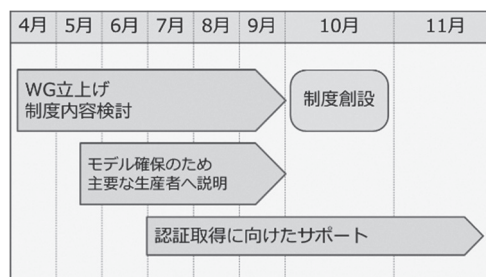
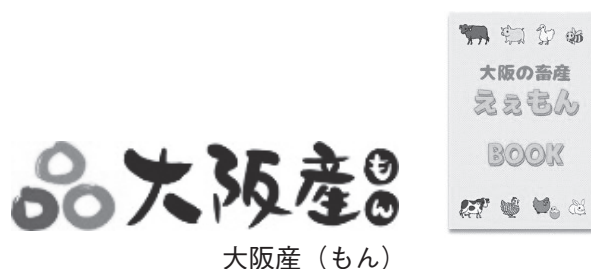
える化ツールとして、府独自の認証制度の策定を検討しました。

制度創設までの流れ

令和6年4月、大阪府動物愛護畜産課と家畜保健衛生所の職員で構成されたワーキンググループを立ち上げ、制度内容の検討を開始しました。府として畜産分野の認証制度は初めての試みであったため、制度内容の具体的な検討と並行して、主要な生産者へ制度の説明を実施し、意欲的な生産者をモデルとすべく、認証取得に向けてサポートしました。約半年後の10月には「OSAKA サステナブル畜産認証制度」として制度を創設し、認証を示すロゴマークも作成しました。

制度内容の検討

この制度では、食の安心・安全、環境保全、労働安全、人権保護、アニマルウェルフェアなどの要素を審査項目とし、農場管理に関する13項目、家畜の飼養管理に関する10項目、生乳・卵の専用項目とし



制度創設までのスケジュール



ロゴマーク

管理や衛生管理、サステナブルな取り組みに対する意識が向上し、特に、記録の重要性について生産者の意識を変えることができました。本制度は令和6年11月29日に都道府県認証として初めて大阪・関西万博における畜産物の調達コードへ適合したことにより、会場内で食材として活用されることとなりました。さらに、同年12月の知事定例会見での発信を通じて、メディア、消費者、畜産関係者に対し本制度を強くアピールすることができ、認証を受けた大阪の畜産物が実際に万博会場で使われることとなりました。

今後の課題と展望

本制度を維持するため、審査項目の指導・審査ができる知識・経験を持つ職員の継続的な確保が必要です。具体的には、審査項目の作成で参考としたJGAPの指導員資格の取得等を検討しています。また、SDGsの達成に取り組む農場で生産された畜産物という新たな付加価値を基に、販路の展開を検討していきます。今後も認証取得に意欲のある生産者を積極的にサポートし、生産物の更なる付加価値・認知度の向上を目指します。

3. おわりに

令和7年4月13日、大阪・関西万博が開幕し、世界中から多くの人々が訪れ大阪の街は活気にあふれてい

ます。150の国と25の国際機関をはじめ、企業やNGO/NPO、市民団体等が、世界中から「いのち輝く未来社会」への取り組みを持ち寄り、大阪・夢洲には、最新技術や未来社会を先取りした多様な文化・価値観に触れられるパビリオンが立ち並び、訪れる人々を魅了しています。未来に向けた持続可能な畜産業への取り組みは、万博のテーマとも通じるものがあり、会場では大阪の畜産物を使った料理が提供され、来場者に地元の味覚を楽しんでいただいています。

食の都・大阪の魅力を、ぜひ大阪・関西万博で体感し、大阪府の畜産物を通じてその豊かさと可能性を味わってください。お腹も心も満たされること間違いなしです！



万博大屋根リング



万博弁当（認証を受けた大阪の畜産物が使われています）



通信

動物医薬品等の承認審査、品質の確保、薬剤耐性対策などの業務を行っている動物医薬品検査所が、いよいよ本年9月に茨城県つくば市に完全移転します。以前より同所ウェブサイトでも庁舎移転（引っ越し）についてお知らせがなされていましたが、本年6月から順次引っ越し作業を進め、9月からは全ての部署がつくば庁舎で業務を行うこととなります。東京都の都市計画道路の決定を踏まえ、平成31年の移転計画が始まり、諸般の事情により計画の見直し等も行われながら、本年の竣工、移転と、多くの皆様のご助力もありここまでたどり着いたと聞いています。先日、新しいつくば庁舎を見させていただく機会がありました。まだ引っ越し荷物が積み重ねられ整理の途中でしたが、真新しい庁舎に新しい執務室、検査室や設備、機械機器

の運び込みも進み、9月の完全移転に向けて準備が進められていました。まさに気持ちも新たに動物用医薬品等の安全性や安定供給の確保に取り組まれていくことになりますので、引き続き、関係皆様のご理解とご協力をよろしくお願いします。

毎週月曜日発行

家畜衛生週報

編集・発行：農林水産省消費・安全局

畜産安全管理課、動物衛生課

☎03(3502)8111 内線 4581

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1